

郵便局広告メニュー

MEDIA GUIDE
郵便局広告のご案内



郵便局では、日本最大級のネットワークを活かし、企業PRやプロモーションにご活用いただける広告メニューをご用意しております。広告掲出、窓口での手渡しサンプリングなど多彩なメニューで、お客さまのご要望にお応えいたします。



※記載情報は2017年4月時点のものであり、内容は予告なく変更する場合があります。 ※写真(画像)はイメージです。
※本資料の「当社」は全てJPコミュニケーションズ株式会社を指します。

郵便局ロビー内にポスターを掲出できます。
「郵便局広告専用ポスターボード」または郵便局ロビー内の
空いている壁面スペース等に掲出することができます。
来局者さまの日常的な情報源として、新商品PRのほか、
近隣のお店のオープン告知等、幅広くご活用ください。



●媒体概要

対象局 : 全国約20,000局
 申込枠数 : 1局1枠～
 掲出期間 : 1期2週間(月曜開始)
 連続掲出 : 6期12週間
 * 掲出期間は2週間ですが、土日・祝日は掲出されない場合があります。

●規格(サイズ)

1枠あたり : B2以下タテ
 (B2サイズ:72.8×51.5cm)

●申込み期限

	郵便局窓口払い	請求書払い
広告物を当社指定先に一括納品する場合	8営業日前	10営業日前
広告物をご持参の場合	3営業日前	10営業日前

* 期限は掲出開始日から起算します。

●料金

		(税別)		
		SS局	S局	A/B局
1枠あたり /2週間	ポスター (専用ボード)	6,500円	5,500円	4,000円
	ポスター (空きスペース)	3,000円		

局区分について
 SS局 : 各地の特に大規模な郵便局
 S局 : 比較的大規模な郵便局
 A局 : 比較的中規模な郵便局
 B局 : 比較的小規模な郵便局

* 指定納品先から郵便局への送料は当社負担です。
 * お申込み後のキャンセルは、キャンセル料として広告料の全額を申し受けます。
 * 両面ポスターをガラス面に掲出する場合には、広告料を2枠分いただきます。

●納品について

納品締切

- ① 当社指定先に一括納品する場合 : 掲出開始日の1か月前から6営業日前までの間に当社指定先に一括納品
* 指定先までの送料は広告主さまのご負担となります。
- ② ご持参の場合 : 掲出前営業日までに各掲出郵便局にご持参

* 部数 : 掲出部数+予備分1%~5%(指定先一括納品の場合に限ります)
 * 指定先への納品方法等の詳細はお問い合わせください。

●注意事項

- お申込みの事前に広告内容の審査があり、1週間程度お時間をいただきます。
 なお、審査用にご提出いただいた広告物等をご返却できませんので予め返却不要のものをご準備ください。(広告審査物はデータやコピーでも可)
- 掲出日・掲出場所は、郵便局の状況等により、ご希望に添えない場合がございます。
- 広告物は来局者さまが視認できる場所に掲出いたしますが、掲出位置を指定することはお受けいたしかねます。
- 掲出期間中の意匠変更又は契約内容の変更はお受けいたしかねます。
- 期間終了後の広告物の保管や返却は原則お受けいたしかねます。

郵便局ロビー内にパンフレットやチラシを設置できます。
「郵便局広告専用パンフレットラック」または郵便局ロビー内の
空いているスペースに設置することができます。
宣伝したい商品の特長やサービスなどをより詳細に
伝えたい場合にご活用ください。広告到達率を高めるために、
ティッシュペーパーや試供品等を付けることも可能です。



[左]10枠、[右]16枠
その他5枠、1枠タイプの専用パンフレットラックも
ございます。

●媒体概要

対象局 : 全国約20,000局 掲出期間 : 1期2週間(月曜開始)
申込枠数 : 1局1枠～ 連続掲出 : 6期12週間
* 掲出期間は2週間ですが、土日・祝日は掲出されない場合があります。

●規格(サイズ)

サイズ : A4以下(B5、A4/3つ折サイズ可) 重さ : トータル重量2kg以内
(A4サイズ:29.7×21cm) 部数 : 200部以内
厚さ : 1部あたり1cm以内 トータル5cm以内
* 1期1枠あたりの規格となります。
* 複数のチラシを掲出する場合には、PP袋等で個別梱包し、広告物が分離しないようご手願います。

●申込み期限

	郵便局窓口払い	請求書払い
広告物を当社指定先に一括納品する場合	8営業日前	10営業日前
広告物をご持参の場合	3営業日前	10営業日前

* 期限は掲出開始日から起算します。

●料金

		SS局	S局	A/B局
1枠あたり /2週間	パンフレット (専用ラック)	4,000円	3,500円	3,000円
	パンフレット (空きスペース)	2,000円		

(税別)

局区分について
SS局 : 各地の特に大規模な郵便局
S局 : 比較的大規模な郵便局
A局 : 比較的中規模な郵便局
B局 : 比較的小規模な郵便局

* 指定納品先から郵便局への送料は当社負担です。
* お申込み後のキャンセルは、キャンセル料として広告料の全額を申し受けます。

●納品について

納品締切

- ① 当社指定先に一括納品する場合 : 掲出開始日の1か月前から6営業日前までの間に当社指定先に一括納品
※ 指定先までの送料は広告主さまのご負担となります。
- ② ご持参の場合 : 掲出前営業日までに各掲出郵便局にご持参

* 部数 : 掲出部数+予備分1%~5% (指定先一括納品の場合に限ります)
* 指定先への納品方法等の詳細はお問い合わせください。
* 複数期にわたる場合は、全期間分を初回にまとめて納品いたします。

●注意事項

- お申込みの事前に広告内容の審査があり、1週間程度お時間をいただきます。
なお、審査用にご提出いただいた広告物等をご返却できませんので予め返却不要のものをご準備ください。(広告審査物はデータやコピーでも可)
- 掲出日・掲出局は、郵便局の状況等により、ご希望に添えない場合がございます。
- 広告物は来局者さまが視認できる場所に掲出いたしますが、掲出位置を指定することはお受けいたしかねます。
- 掲出期間中の意匠変更又は契約内容の変更はお受けいたしかねます。
- 掲出期間中の残数報告や社員による広告物の補充はお受けいたしかねます。
- 期間終了後の広告物の保管や返却は原則お受けいたしかねます。

Aラック (ポスター&パンフレットラック)

※1社独占使用のみのご利用となります

MEDIA GUIDE

郵便局 広告のご案内



ポスター1枚、パンフレット4枚のラックで1社独占して広告を掲出することができます。ポスターをご覧になった来局者さまが、設置してあるパンフレットをお持ち帰りいただけます。Aラックは局内ロビーで抜群の存在感を示しますので、貴社のPRコーナーとしてご活用ください。



ポケットには
中仕切りがあり、
A4・3つ折が
掲出できます。

**1社独占使用！
抜群の存在感！**

●媒体概要

対象局 : 全国約4,700局
申込枠数 : 1局1台～
掲出期間 : 1期2週間(月曜開始)
連続掲出 : 6期12週間
* 掲出期間は2週間ですが、土日・祝日は掲出されない場合があります。

●申込み期限

掲出開始日の10営業日前
* 請求書払いのみ

●料金

	SS局	S局	A/B局
1台あたり /2週間	25,000円	20,000円	15,000円

(税別)
* 指定納品先から郵便局への送料は当社負担です。
* お申込み後のキャンセルは、キャンセル料として広告料の全額を申し受けます。

●規格(サイズ)

ポスター : B2以下タテ×1枚
(B2サイズ:72.8×51.5cm)
パンフレット類 : 4枚
サイズ : A4以下(B5、A4/3つ折りサイズ可)
(A4サイズ:29.7×21cm)
1枚あたり 重 さ : トータル重量2kg以内
厚 さ : 1部あたり1cm以内トータル5cm以内
部 数 : 200部以内

* パンフレット類は1期1枚あたりの規格となります。
* 複数のチラシを掲出する場合には、PP袋等で個別梱包し、
広告物が分離しないようご手願います。

●納品について

納品締切

- ① 当社指定先に一括納品する場合 : 掲出開始日の1か月前から6営業日前までの間に当社指定先に一括納品
* 指定先までの送料は広告主さまのご負担となります。
- ② ご持参の場合 : 掲出前営業日までに各掲出郵便局にご持参

* 部数 : 掲出部数+予備分1%~5% (指定先一括納品の場合に限りです)
* 指定先への納品方法等の詳細はお問い合わせください。
* 複数期にわたる場合は、全期間分を初回にまとめて納品いたします。

●注意事項

- お申込みの事前に広告内容の審査があり、1週間程度お時間をいただきます。
なお、審査用にご提出いただいた広告物等をご返却できませんので予め返却不要のものをご準備ください。(広告審査物はデータやコピーでも可)
- 掲出日・掲出局は、郵便局の状況等により、ご希望に添えない場合がございます。
- 広告物は来局者さまが視認できる場所に掲出いたしますが、掲出位置を指定することはお受けいたしかねます。
- 掲出期間中の意匠変更又は契約内容の変更はお受けいたしかねます。
- 掲出期間中の残数報告や社員による広告物の補充はお受けいたしかねます。
- 期間終了後の広告物の保管や返却は原則お受けいたしかねます。

※記載情報は2017年4月時点のものであり、内容は予告なく変更する場合があります。 ※写真(画像)はイメージです。

郵便局の窓口で、チラシや試供品などを手渡しします。
年齢層や性別を絞ってお渡することもできるため、
効果的にマーケティングを行うことができます。
郵便局でサンプリングをすることで、お客さまからの商品への
信頼度が増すと喜びの声が寄せられています。



● 媒体概要

対象局 : 全国約20,000局
 申込個数 : 合計100個以上 1局30個以上
 配布数 : 郵便局によって配布数が異なりますので、まずは総個数をご連絡ください。
 配布対象 : (1) 全来局者 (2) 男女別 (3) 見た目年齢
 配布期間 : 1期2週間 ※各局無くなり次第配布終了
 * 配布開始日は土日・祝日を除き指定できません。
 * 配布は窓口営業日のみ実施します。
 * 年齢や性別はお渡しする郵便局社員の判断となります。

● 規格(サイズ)

内容 : 試供品及びこれに類するもの
 サイズ : 1個あたりA4以下
 厚さ : 1個あたり1.5cm以下
 重さ : 1個あたり150g以下
 * 缶類は大きさや重量によって応相談。
 * 複数のチラシ等(試供品等を含む)を配布する場合には、PP袋等で個別梱包し、配布物が分離しないようご手配願います。
 * 試供品等は、危険物や壊れやすい形状・材質のものは避け、賞味期限・消費期限に余裕があり、常温配布可能なものに限りです。

● 申込み期限

実施開始日の10営業日前
 * 配布局数により応相談
 * 請求書払いのみ

● 料金

配布総数	(税別)		
	10,000個未満	100,000個未満	100,000個以上
配布単価	50円/個	40円/個	30円/個

- ① 全来局者 : 左記の料金となります。
 ② 男女別 : 左記料金をプラス10円/個となります。
 ③ 見た目年齢 : 左記料金をプラス10円/個となります。
 ※上記以外のオプションはお受けいたしかねます。

* 当社指定先に一括納品をご希望の場合は、指定先までの送料及び郵便局までの梱包・発送費がかかります。
 * お申込み後のキャンセルは、キャンセル料として広告料の全額を申し受けます。

● 納品について

納品締切

- ① 当社指定先に一括納品する場合 : 実施開始日の1か月前から6営業日前までの間に当社指定先に一括納品
※指定先までの送料及び郵便局までの梱包・発送費は広告主さまのご負担となります。
 詳しくはお問い合わせください。

- ② ご持参の場合 : 実施開始前営業日までに各掲出郵便局にご持参

* 部数 : 配布部数+予備分1%~5% (指定先一括納品の場合に限りです)
 * 指定先への納品方法等の詳細はお問い合わせください。

● 注意事項

- 配布は2週間以内に手渡しで配布し、各局無くなり次第配布終了いたします。郵便局の状況や時期により一時的に配布を中止する場合がございます。来局者数の変動により若干数配布しきれない場合がございます。
- 配布終了後も配布期間満了までは、同じ郵便局でのサンプリングをお受けできません。
- お申込みの事前に広告内容の審査があり、1週間程度お時間をいただきます。
 なお、審査用にご提出いただいた広告物等をご返却できませんので予め返却不要のものをご準備ください。(広告審査物はデータやコピーでも可)
- 実施日・実施局は、郵便局の状況等により、ご希望に添えない場合がございます。
- 実施期間中の意匠変更又は契約内容の変更はお受けいたしかねます。
- 実施期間中の残数報告はお受けいたしかねます。
- 期間終了後の広告物の保管や返却は原則お受けいたしかねます。

郵便局ロビー内等のスペースを、商品PRや展示販売、サービス紹介の場としてご利用いただけます。郵便局の来局者さまの待ち時間をビジネスチャンスに変えることが可能です。

ご利用メニュー一例 展示・装飾、試供品配布、商品PR、説明会・講習会、アンケート調査など



試食イベント



商品PR販売イベント



体験イベント

●媒体概要

対象局 : 全国約20,000局
 申込枠数 : 1局1枠～
 実施期間 : 1日
 連続使用 : 3か月間

●規格(サイズ)

6.6㎡以下
 なお利用可能なスペースのサイズは、6.6㎡をお約束するものではありません。郵便局によって異なりますので、お問い合わせください。

●受付期限

実施開始日の15営業日前
 * 請求書払いのみ

●料金

	SS局	S局	A/B局
1局あたり /1日	30,000円	20,000円	10,000円

(税別)

局区分について

SS局 : 各地の特に大規模な郵便局
 S局 : 比較的大規模な郵便局
 A局 : 比較的中規模な郵便局
 B局 : 比較的小規模な郵便局

* お申込み後のキャンセルは、キャンセル料として広告料の全額を申し受けます。

●注意事項

- 実施日・実施局は、郵便局の状況等により、ご希望に添えない場合がございます。
- 受付後、広告内容の審査及びお申込み手続きをいただくため、1～2週間程度お時間をいただきます。以下①②は必須、③④はご使用の場合のみご提出ください。
 - ①審査依頼書(所定様式)
 - ②イベント企画書(所定様式)
 - ③当日使用ツール・持込物品(当日使用するパンフレット・ポスター等の掲出物、のぼり・看板・配布物品その他持込物品・機材等)の画像
 - ④事前告知物等(他社の広告媒体に掲載するものを含む)
 その他必要に応じて資料をご提出いただく場合がございます。
 なお、審査用にご提出いただいた広告物等はご返却できませんので予め返却不要のものをご準備ください。
- 実施期間中の意匠変更又は契約内容の変更はお受けいたしかねます。
- イベント内容によっては、自治体への届出等が必要になります。
- 実施場所(原則、郵便局ロビー内。ただしATM周辺を除く。)*実施日時等について、事前に郵便局とご調整いただく必要がございます。
 *貸出物品・電源等については、ご相談に応じます。
- イベントスペース外の勧誘行為はできません。
- イベント実施の際は、お客さまの社名及び担当者氏名が記載された胸章を着用いただけます。
- イベントに関する一切の費用はお客さまにご負担いただけます。
- 天候不良等やお客さまのご都合を理由に、イベントを実施されない場合でも、広告料の返金はお受けいたしかねます。
- イベントの実施に当たっては、「郵便局イベントスペース利用規約」(Webサイトで公開)に定める注意事項を遵守していただきます。遵守いただけない場合は、ご利用を停止させていただく場合がございます。

*記載情報は2017年4月時点のものであり、内容は予告なく変更する場合があります。

郵便局のガラス面に掲出し、郵便局の来局者さまや郵便局外の通行人、お車利用の方々へのPR効果があります。長期間掲出しても色あせしにくく、コストパフォーマンスの高い広告メニューです。



●媒体概要

対象局 : ご希望局をお問い合わせください。
 申込枚数 : 1局1~6枚(B1、B3サイズは2枚~)
 掲出期間 : 1期4週間
 連続掲出 : 3期12週間
 * 掲出開始日は任意の日にちを指定できます。
 * 掲出期間は4週間ですが、土日・祝日は掲出されない場合があります。

●規格(サイズ)

1枚あたり
 サイズ : S1~B3
 S1[タテ]100cm×[ヨコ]200cm
 B0[タテ]145.6cm×[ヨコ]103cm
 B1[タテ]103cm×[ヨコ]72.8cm
 B3[タテ]36.4cm×[ヨコ]51.5cm
 * 掲出可能なサイズ・枚数は郵便局によって異なります。
 対象局についてはお問い合わせください。

●申込み期限

掲出開始日の40日前
 * 請求書払いのみ

●料金

(税別)

サイズ	規格	媒体料金	仕様	最低申込枚数
S1	[タテ]100cm×[ヨコ]200cm	120,000円/枚	片面对応	1局 1枚
B0	[タテ]145.6cm×[ヨコ]103cm	120,000円/枚	片面对応	1局 1枚
B1	[タテ]103cm×[ヨコ]72.8cm	50,000円/枚	片面・両面对応	1局 2枚
B3	[タテ]36.4cm×[ヨコ]51.5cm	30,000円/枚	片面・両面对応	1局 2枚

* 上記料金には、フィルムポスター印刷費、色校時の発送費、掲出作業費、掲出局への発送費が含まれます。
 * 色校正は同ビジュアルにて1回となります。
 * 2回目以降または複数ビジュアルを掲出の場合は3,000円/回(税別)が別途かかります。
 * お申込み後のキャンセルは、キャンセル料として広告料の全額を申し受けます。

●納品について

納品形態 : データ納品(CD-RまたはMO) ※出力紙と色見本を添付してください。
 対応ソフト : イラストレーター(5.5~CC)、フォトショップ、インデザイン
 解像度 : 原寸時に150dpi以上
 * トンボ付の上、2~3mm程度の断ち落としスペースを設けてください。
 * 必ずアウトライン化し、ラベルに広告主名をご記入ください。
 * 作成したバージョンでの納品を推奨します。

●注意事項

- お申込みの事前に広告内容の審査があり、1週間程度お時間をいただきます。
 なお、審査用にご提出いただいた広告物等をご返却できませんので予め返却不要のものをご準備ください。(広告審査物はデータやコピーでも可)
- 掲出日・掲出局は、郵便局の状況等により、ご希望に添えない場合がございます。
- 広告物は来局者さまが視認できる場所に掲出いたしますが、掲出位置を指定することはお受けいたしかねます。
- 掲出期間中の意匠変更又は契約内容の変更はお受けいたしかねます。
- 期間終了後の広告物の保管や返却は原則お受けいたしかねます。

郵便局の壁面やガラス面などに屋外広告を掲出できます。
郵便局の来局者さまだけでなく、周辺に勤務されている方やお住まいの方など、
多くの方々の目に触れることが見込まれる広告メニューです。



● 媒体概要

対象局 : 全国約300局
掲出期間 : 1期2週間(月曜開始)
連続掲出 : 13期26週間まで

● 規格(サイズ)・料金

掲出郵便局によって異なります。
詳しくはJPコミュニケーションズWebサイトから各郵便局の媒体資料をご確認ください。
※お申込み方法・納品期限等、詳しくはお問い合わせください。

● 注意事項

- 自治体によっては屋外広告条例に基づく申請等が必要です。
- 広告の施工設置、維持管理、撤去はお客様に実施いただけます。
なお、費用はお客様のご負担となります。
- 掲出日・掲出局は、郵便局の状況等により、ご希望に添えない場合がございます。
- 掲出期間中の契約内容の変更はお受けいたしかねます。※意匠変更については応相談。
- 郵便局の一時閉鎖または改修工事等が生じた場合には、広告を一時的に撤去していただけます。
なお、費用はお客様のご負担となります。
- ガラス面への掲出では、透過性素材での製作をお願いすることがあります。
- 設置が原因で発生した損害については、お客様のご負担によりご対応いただけます。

全国の郵便局内の郵便窓口や時間外窓口の料金モニターに静止画（一部動画）の表示を行います。来局者さまの視覚への訴求が可能です。



郵便窓口

※複数台設置されている郵便局もあります。



時間外窓口

※不在郵便物の受け渡し等を行う窓口になります。



※郵便局社員が特定の操作を行う場合に広告画面が縮小することがあります。

●媒体概要

- 表示エリア：各都道府県から全国約20,000局まで
- 設置台数：全国約25,000台(時間外窓口含む)
- 表示期間：1期2週間(月曜開始)
- 表示回数：1表示15秒 1日:240回 / 2週間:2,400回
※1台あたりの表示の回数は土日・祝日を除く
月曜～金曜日の1日8時間換算
- 表示時間：各郵便局の郵便窓口営業時間中
※郵便局によっては営業時間が異なる場合もあります。
- 申込枠数：都道府県単位1枠～、全国一括

●規格(サイズ)

- [静止画] ファイル形式：JPG、PNG
フレームサイズ：横400 × 縦550px
ファイルサイズ：100KB以下
- [動画] ファイル形式：MP4、WMV
フレームサイズ：横384 × 縦288px(4:3)
ファイルサイズ：1MB以下

●申込み期限

放映開始日の15営業日前

●料金

(税別)

	1枠(都道府県別)	全国一括
1枠あたり /2週間	90,000～3,270,000円	15,000,000円

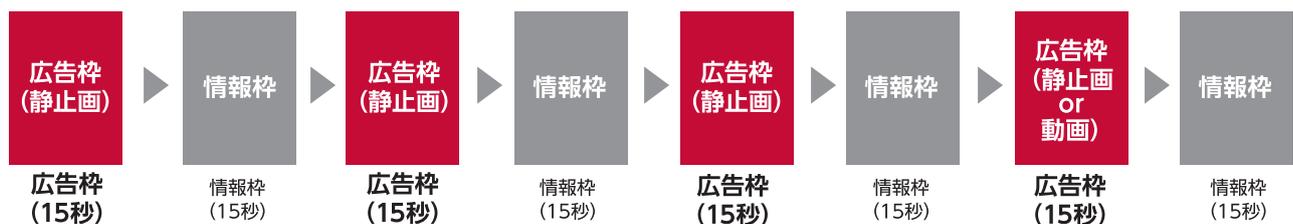
- * 都道府県によって料金が異なります(詳しくはJPコミュニケーションズWebサイトをご確認ください)。
- * お申込み後のキャンセルは、キャンセル料として広告料の全額を申し受けます。

●納品について

放映開始の12営業日前までにJPコミュニケーションズへデータ納品

●ローテーションイメージ

8枠の内4枠を広告枠として販売、1枠のみ動画対応が可能



●注意事項

- お申込みの事前に広告内容の審査がございます。修正可能な段階で必ず審査を受けてください。到着後(当日12:00迄)、7営業日以内に回答いたします。
- 放映日・放映エリアは、申込み状況等により、ご希望に添えない場合がございます。

備品広告

郵便局で使用する
現金納入袋、切手・はがき袋、記帳マットに
広告を掲出できます。

【現金納入袋】

郵便局窓口で設置・配布されて
いる封筒です。ご利用の都度お
渡しされるため、来局者さまに
繰り返し視覚訴求できます。



【切手・はがき袋】

窓口で切手や収入印紙・はがき
等を購入した際に、水や汚れか
ら守る為に入れる袋です。
表面に広告を入れることがで
き、来局者さまの手元に届く広
告掲出が可能です。



【記帳マット】

来局者さまが書類等を記入する
記帳台に設置するマットです。
各種書類の記入時に、多くの来
局者さまの目にふれるため、ご
利用のたびに繰り返し訴求でき
ます。



●媒体概要

広告メニュー	対象局	申込数量	掲出期間
現金納入袋	全国約20,000局	1,000部以上100部単位～	26週間
切手・はがき袋	全国約20,000局	1,000部以上100部単位～	26週間
記帳マット	全国約20,000局	1枚～	26週間

●規格(サイズ)

広告メニュー	サイズ	広告掲載場所	広告掲載面積
現金納入袋	タテ19.7cm×ヨコ11.9cm(のりしろ部分を含みます。)	片面	表面積の25%以内
切手・はがき袋	大サイズ:タテ26.0cm×ヨコ16.0cm 小サイズ:タテ18.5cm×ヨコ12.5cm	片面	表面積の25%以内
記帳マット	タテ29.8cm×ヨコ44.8cm	片面	表面積の30%以内

※お申込み方法・期限・料金等、詳しくはお問い合わせください。

郵便番号簿

毎年全国に設置される郵便番号簿に広告掲載が可能です。
1年間使用されるため、ご利用者さまへ繰り返し訴求できます。



●媒体概要

対象局 : 全国約20,000局に設置
発行時期 : 毎年11月(予定)
発行部数 : 50万部～
掲載場所 : 郵便番号簿内の広告スペース
※サイズ・料金等は掲出箇所によって異なります。申込方法等、詳しくはお問い合わせください。

※記載情報は2017年4月時点のものであり、内容は予告なく変更する場合があります。 ※写真(画像)はイメージです。

郵便局広告の受付から掲出までの流れをご説明します。

* ポスター・パンフレット・Aラック・サンプリング・フィルムポスター・東京中央郵便局特設ラックに限ります。
その他はお問い合わせください。



掲出期間を延長したい場合は

掲出終了の**10営業日前頃**^{※1}までにお申込みの郵便局または指定広告代理店にお申し出ください。

※1 広告料金のお支払い方法、広告物の納品方法により、日数が短縮できる場合があります。

* 詳しいお申込みの内容、お支払い方法については、お近くの郵便局もしくはJPコミュニケーションズまたは、指定広告代理店にお問い合わせください。

* 指定広告代理店については、JPコミュニケーションズのWebサイト(<http://www.jp-comm.jp/>)をご覧ください。

※記載情報は2017年4月時点のものであり、内容は予告なく変更する場合があります。

以下の点をご了承ください。なお、詳しくは「郵便局広告取扱規約」をご覧ください。

- 郵便局広告は、法人またはこれに準ずる団体、もしくは個人事業者を対象としたサービスです。個人によるお申込みはお受けできません。
- 広告内容により、内容をご修正いただく場合や、お受けできない場合がございます。その場合において、お客さまにおける広告物の校正・製作等の費用をJPコミュニケーションズ株式会社が負担することはお受けいたしかねます。
- 郵便局でのお申込み後は、JPコミュニケーションズ株式会社またはJPコミュニケーションズ指定広告代理店に取り次がれ、お客さまとJPコミュニケーションズ株式会社またはJPコミュニケーションズ指定広告代理店との間で契約が成立します。
- 広告代理店さまが広告主さまの依頼を受けてお申込みになられる場合は、当該広告代理店さまを契約者さまとして取り扱わせていただきます。
- お申込み後のキャンセルは、キャンセル料として広告料の全額を申し受けます。
- 納品締切までに広告物を納品いただけない場合は、ご希望日に掲出できない場合がございます。なお、掲出できなかった期間分の広告料は返金いたしません。
- 掲出日・掲出局は、郵便局の状況等により、ご希望に添えない場合がございます。
- 広告物は来局者さまが視認できる場所に掲出いたしますが、掲出位置を指定することはお受けいたしかねます。
- 掲出期間中の意匠変更または契約内容の変更はお受けいたしかねます。
- 掲出期間中の残数報告や社員による広告物の補充はお受けいたしかねます。
- 期間終了後の広告物の保管や返却は原則お受けいたしかねます。
- 広告内容についてはお客さま(契約者さま)が全責任を持ち、広告に起因する苦情・紛争等については、JPコミュニケーションズ株式会社及び日本郵便株式会社は一切の責任を負いかねます。
- 第三者による盗難、汚損または不測の事態等による広告物の損害については、JPコミュニケーションズ株式会社及び日本郵便株式会社では一切の責任を負いかねます。
- 天災等、郵便局の状況等により、掲出期間中であっても、広告掲出ができない場合がございます。
- 次の場合には、掲出期間中であっても、催告なしに契約を解約し、広告物を撤去いたします。
 - ・法令等により広告掲出を禁止されたとき
 - ・郵便局の業務上支障が生じたとき
- 次の場合には、広告物の撤去に加え、広告料の全額を違約金として申し受けます。
 - ・お客さまが「郵便局広告取扱規約」または契約に違反したとき
 - ・お客さまが反社会的勢力の関係者と判明したとき
- 詳細は広告メニューごとの注意事項及び「郵便局広告取扱規約」(広告メニューごとの規約を含む。以下同じ。)をご確認ください。「郵便局広告取扱規約」に同意の上、広告掲出をお申込みください。

お客さまから寄せられるよくあるご質問をご紹介します。
全国の郵便局への広告展開をご検討されている場合は、
JPコミュニケーションズへお問い合わせください。

申込みについて

Q. 指定広告代理店とはなんですか？

A. JPコミュニケーションズと契約し、郵便局広告を提供できる代理店のことです。
詳しくは当社Webサイトの指定広告代理店一覧(<http://www.jp-comm.jp/service08.html>)をご覧ください。

Q. 広告審査終了後、ポスター(パンフレット)の申込みの際に必要なものはありますか？

A. 郵便局の窓口でお支払いの場合は、印章と現金をお持ちください。請求書払いの場合は特に必要ございません。
郵便局社員にご希望の郵便局、ご希望の掲出期間をお伝えください。
または、指定広告代理店にお申し出ください。

Q. どの郵便局で広告が出せますか？

A. 全国約20,000局で広告の掲出が可能です。
ただし、簡易郵便局や一部お取扱いのない郵便局もございますので、
詳しくはJPコミュニケーションズにお問い合わせください。

Q. 申込みはどの郵便局でできますか？

A. 全国の郵便局で申込みを受付けます。お近くの郵便局までお越しください。
(ただし、簡易郵便局を除きます。)
または、指定広告代理店にお申し出ください。

Q. 広告を出したい郵便局でそれぞれ申込みをする必要がありますか？

A. 1か所の郵便局で全局分のお申込みが可能です。受付は全国どちらの郵便局でもかまいません。
(ただし、簡易郵便局を除きます。)
または、指定広告代理店にお申し出ください。

Q. パンフレットを自作のラックを使って掲出することはできますか？

A. パンフレット(空きスペース)をお申込みの場合、自作のラックを使用して掲出することは可能です。
使用できる自作ラックは、卓上型かつ、A4ファイルサイズ程度、高さ40cmまでで、組み立て不要のものに限ります。
ただし、自作のラックも広告審査が必要です。
なお、期間終了後の自作ラックの保管や返却はお受けいたしかねます。

Q. 郵便局の屋外でイベントを実施することはできますか？

A. 一部の郵便局を除き、屋外でイベントを実施することはできません。
利用できるイベントスペースについては、ご利用希望の郵便局へお尋ねください。
なお、屋外のイベントスペースを利用する場合は、実施場所が敷地内であっても、
行列・のぼり等が公道に出してしまう場所や態様では実施できません。

Q. イベントスペースは「6.6㎡以下」と記されていますが、局内に看板やのぼりを設置するスペースを含みますか？

A. 看板やのぼりを設置するスペースを含めて「6.6㎡以下」です。

期間について

Q. 広告を出すまでにどの程度時間がかかりますか？

A. お申し出から審査期間を含めて3週間ほどお時間を頂戴いたします。

支払いについて

Q. 広告料はどのように支払えばいいですか？

A. 指定広告代理店、またはJPコミュニケーションズから請求書が送付されます。
ただし、ポスター・パンフレットをお申込みの場合は、郵便局窓口でお支払いも可能です。

納品について

Q. 広告物は掲出する全ての郵便局に持っていく必要がありますか？

A. JPコミュニケーションズ指定先に一括で納品いただくことが可能です。
一括で納品いただく場合、指定先から郵便局への送料は広告料に含まれます。(ただし、サンプリングは別途送料がかかります。)
また、掲出(実施)をご希望の各郵便局にお持ちいただくことも可能です。

Q. 広告物の追加補充はできますか？

A. 広告物を掲出郵便局にご持参いただける場合は、初回納品分と合わせて1期1枠あたり、
200部まではお客さまによる追加補充が可能です。
郵送での納品や、当社指定先への一括納品による追加補充はお受けいたしかねます。

審査について

Q. 広告審査にあたり、注意点はありますか？

A. 郵便局は公共性が高い場所であるため、一定の基準が設けられています。
関連法令等を遵守していただくことはもとより、公共の場にふさわしくない表現と判断された場合には修正していただく、
またはお取扱できない場合があります。
なお、広告物に修正が入る可能性があるため、審査終了後の広告物の製作をお願いいたします。

Q. 広告審査に有効期限はありますか？

A. 広告審査の有効期限は、広告審査の承認から13か月後までです。
広告審査の有効期間内に広告物の掲出が終了するようお申し込みください。

継続について

Q. 掲出を継続したい場合、どうすればいいですか？

A. お申込みいただいた郵便局にて継続のお申込みを承ります。
ただし、他のお客さまからのお申込み状況等によっては継続掲出ができない場合があります。
また、継続掲出できる期間は広告審査の有効期間内に限ります。
詳しくはJPコミュニケーションズにお問い合わせください。
なお、継続のお手続きにお時間を頂戴しております。
掲出期間終了の約10営業日前までにお申込みいただきますようお願いいたします。

2017年4月1日改定
JPコミュニケーションズ株式会社

(目的)

第1条 本規約は、JPコミュニケーションズ株式会社(以下「会社」といいます。)が、日本郵便株式会社の許諾を得て郵便局社屋等における広告物の掲出又は掲出場所の提供を行うにあたり、当該取引に関する基本的な条件その他必要な事項を定めるものです。

(用語の定義)

第2条 本規約における用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) 郵便局広告 郵便局社屋等において広告物の掲出・撤去又は掲出場所の提供を行うサービスをいいます。
- (2) 広告物 特定の情報を公衆に示すことにより、知得した者の態度や行動に影響を与えることを目的とした表現物等(ポスター、パンフレット類、商品見本、イベント、屋外広告物、広告映像等その形態を問いません。)をいいます。
- (3) 掲出 掲出、配布、実施、設置又は表示その他これらに類する行為をいいます。
- (4) 撤去 撤去及び処分並びに掲出場所の原状回復その他これらに類する行為をいいます。
- (5) 申込者 郵便局広告の申込みを行う広告主又は広告主から依頼を受けて郵便局広告の申込みを行う広告代理店をいいます。申込者は原則として法人又はこれに準ずる団体若しくは個人事業者に限ります。
- (6) 日本郵政グループ各社 会社、日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行、株式会社かんぽ生命保険及び当該子会社・関連会社をいいます。
- (7) 指定広告代理店 会社と契約し、郵便局広告を提供できる広告代理店をいいます。
- (8) 受付局 会社から委託を受けて審査・申込み等の受け付けを行う郵便局をいいます。
- (9) 掲出局 会社から委託を受けて広告物の掲出・撤去等を行う郵便局をいいます。

(郵便局広告メニュー)

第3条 郵便局広告の種類は、次のとおりとします。

- (1) ポスター 郵便局内の壁面又はポスターボード等にポスター等を掲出するサービスその他これに類するもの
- (2) パンフレット 郵便局内の卓上又はパンフレットラック等にパンフレット類(パンフレット、カタログ、リーフレット又はチラシ等)を掲出するサービスその他これに類するもの
- (3) ポスター&パンフレットラック(Aラック) 郵便局内のAラックを占有してポスター等及びパンフレット類を掲出するサービスその他これに類するもの
- (4) サンプリング 郵便局内でパンフレット類又は商品見本等を来局者又は郵便局員等に配布するサービスその他これに類するもの
- (5) イベントスペース 申込者が実施するイベント又は展示等のために郵便局内外のイベントスペースを提供するサービスその他これに類するもの
- (6) フィルムポスター 郵便局のガラス面にフィルムポスターを掲出するサービスその他これに類するもの
- (7) 郵便窓口料金モニター 郵便局内に設置された郵便窓口料金モニターに広告映像を表示するサービスその他これに類するもの
- (8) 屋外広告 申込者が設置する屋外広告物(壁面広告、懸垂幕又は看板広告等)のために郵便局の外壁等を提供するサービスその他これに類するもの
- (9) その他会社が別に定めるもの

2 前項各号における広告物の規格・掲出方法及び郵便局広告の取扱条件・提供価格その他郵便局広告に関する規格条件等は、会社が定めます。

(適用範囲)

第4条 郵便局広告の取扱いは、本規約(本規約に附随する各種規定を含みます。以下同じ。)の定めるところによるものとし、申込者は本規約の内容に同意し、これを守ります。

- 2 申込者と指定広告代理店との契約に基づく郵便局広告の取扱いについては、指定広告代理店の取扱規約の定めるところに従うものとします。
- 3 本規約に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。

(規約の変更)

第5条 会社は、申込者等に通知し、又は会社のホームページに公表することにより、任意に本規約を変更することができるものとします。変更後の申込み又は継続申込みに基づく郵便局広告の取扱いには、変更後の規約が適用されるものとします。

(広告取扱基準)

第6条 掲出を行う広告物の内容等に関する基準は、会社が定めます。

2 会社は、広告物の全部又は一部の内容が、次のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると判断した場合には、広告物の掲出又は掲出場所の提供を行いません。

- (1) 広告責任の所在が不明瞭なもの
- (2) 広告内容が事実と異なるもの又は不明瞭なもの

- (3) 特定の個人又は団体等を誹謗し、名誉若しくは信用を傷つけ、又はプライバシーを侵害する等、特定の個人又は団体等の権利利益を損なうもの
- (4) 民族、国籍、出身地、性別、身体的特徴、傷病、職業、学歴、年齢、思想信条等で特定の個人又は団体等を不当に差別するもの
- (5) 犯罪、暴力、売春、麻薬等を肯定、示唆、助長又は美化し、社会的秩序を乱すもの
- (6) 詐欺的なものや悪質商法等、公衆に不利益を及ぼすもの
- (7) 醜悪、残虐又は猟奇的な表現により、知得した者に恐怖心や不快感を起させるもの
- (8) 非科学的な根拠等により、人心を惑わせ、又は知得した者に恐怖心や不快感を起させるもの
- (9) 露骨で卑猥な性表現等風紀上好ましくない表現やセクシャルハラスメントにあたる表現を含むもの
- (10) 過度に射幸心や投機心をあおるもの又は過度に享乐的な内容のもの
- (11) 青少年の健全な育成を妨げるもの
- (12) 広告関連法規に抵触するもの
- (13) 国際法規に違反し、又は国家間の信義を損なうもの
- (14) 虚偽又は誇大な表現により公衆に誤認を与えるもの
- (15) 他人の肖像、氏名、談話、著作物等を無断で使用しているもの
- (16) 広告内容に係争中の事実を含むもの
- (17) 広告内容が社会的に糾弾されている事実を取り扱っている等、掲出に対する社会的なコンセンサスが得られないもの
- (18) 特定の政治活動又は布教活動のためにするもの
- (19) 思想信条等において、中立的立場を欠くと判断されるもの
- (20) 取り扱うことにより会社又は郵便局若しくは郵便局員等の生命、身体、財産、名誉等に危険が及ぶもの
- (21) 日本郵政グループ各社に無断で日本郵政グループ各社の登録商標やロゴを使用し、又は日本郵政グループ各社が主催、共催、後援、協賛等している旨の表現を無断で用いているもの
- (22) 事実と異なり、日本郵政グループ各社が特定の商品や広告内容を支持、推奨、保証しているかのような表現を用いているもの
- (23) 日本郵政グループ各社の業務を妨害し、又は業務に支障を生じさせるもの
- (24) 日本郵政グループ各社の事務事業と競合する業種又は商品・サービスに関するもの
- (25) 日本郵政グループ各社の施策やキャンペーンと矛盾する又は混同されるもの
- (26) 郵便局内外の品位や美観を損なわせ、又は安全で良好な環境維持を妨げるもの
- (27) その他会社が不適当と認めたもの

3 会社は、申込者が、次のいずれかに該当し、又は該当するおそれのある場合には、広告物の掲出又は掲出場所の提供を行いません。

- (1) 実態が不明瞭又は運営体制等に懸念がある者
- (2) 暴力団等反社会的勢力又はそれらと関係を有する者その他社会的妥当性を欠く不当な要求をする者
- (3) 日本郵政グループ各社が提供するサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する者
- (4) 日本郵政グループ各社との取引において重大な事由により取引停止となった者
- (5) 日本郵政グループ各社又は指定広告代理店との取引において債務不履行となった者
- (6) 法令違反、公序良俗違反その他社会的信用失墜行為を犯した者
- (7) その他前項各号の基準に照らして不適当と会社が認めた者

(広告物の事前審査)

第7条 申込者は、次条の申込みに先立ち、広告物案その他会社が指定する資料(以下「広告物案」といいます。)を直接又は受付局を通じて会社に提出し、事前審査を受けることとします。ただし、過去に審査に合格した広告物案により、当該審査結果の有効期間内に、直接又は同一の受付局を通じて申込みを行う場合はこの限りではありません。

- 2 会社は、広告物案について第3条第2項の規格条件等及び前条各項の広告取扱基準に照らして違反や不適合等がないかを審査し、審査結果を直接又は受付局を通じて申込者に通知します。
- 3 前項の審査において不合格となった場合、これにより生じた申込者の損害について、会社は何らの責任も負わないものとします。また、合格となった場合であっても、申込者は、当該合格通知が、広告物案が法令等に照らして問題ないものと会社が保証するものではないことを予め承知するものとします。
- 4 会社は、審査結果について、申込者に対して、その可否の理由を明示する義務を負わず、又、広告物案の校正及び返却は行いません。
- 5 審査結果の有効期間は、会社が定める期間とします。ただし、広告物案を変更して申込みを行う場合又は広告物に関して会社と第三者との間で紛争等が生じた場合その他会社が必要と認めた場合には、再度審査を受けるものとします。

(郵便局広告の申込み)

第8条 郵便局広告の申込みは、申込者が、審査結果の有効期間内に、会社が指定する期日までに、会社所定の申込書を直接又は受付局を通じて会社に提出することにより行うものとします。

2 会社は、前項の申込内容について掲出局の状況、取扱条件及び提供価格その他の事

情に照らし支障がないかを確認し、当該申込みを承諾した場合には、その旨を直接又は受付局を通じて申込者に通知します。ただし、受付局での申込みと同時に広告料(第17条で定義します。以下同じ。)が支払われた場合には、当該広告料の受領をもって当該申込みを承諾したものとみなします。

- 3 申込者は、第1項の申込みにあたり、郵便局広告の提供上、会社による広告物の企画制作、配送又は掲出撤去に係る施工その他附帯業務(以下「附帯業務」といいます。)が生じる場合には、会社に附帯業務を依頼するものとし、会社と申込者は、当該依頼と第1項の申込みとを合わせて一の申込みとして取り扱うものとします。この場合において、会社が必要と判断したときは、会社は申込者に対して、附帯業務に係る業務委託契約書を締結するよう求めることができるものとします。
- 4 本条の規定にかかわらず、会社は、受付局での申込み時に申込者の承諾を得た上で、当該申込みを受付局から指定広告代理店に取り次ぐことができます。

(契約の成立)

第9条 郵便局広告の提供に関する契約(以下「本契約」といいます。))は、本規約の定めるところにより、申込者が直接又は受付局を通じて会社に申込みを行い、会社がこれを承諾する旨を直接又は受付局を通じて申込者に通知したとき、又は受付局での申込みと同時に広告料を支払い、会社がこれを受領したときに会社と申込者との間で成立するものとします。

- 2 前項にかかわらず、前条第4項の規定により申込みが指定広告代理店に取り次がれた場合には、申込者と指定広告代理店との間で郵便局広告の提供に関する契約が成立するものとします。

(契約の解約)

第10条 会社は、次のいずれかに該当すると判断した場合には、申込者への催告等何らの手続を要さないで本契約の全部又は一部を解約し、掲出中の広告物を撤去することができるものとします。

- (1) 日本郵便株式会社より広告物の掲出を禁止されたとき又は広告物の撤去を命ぜられたとき
- (2) 法令等により広告物の掲出を禁止されたとき又は広告物の撤去を命ぜられたとき
- (3) 申込者が会社が承諾した内容(広告物、掲出局、掲出場所、掲出期間・日時及び掲出方法等)と異なる内容で広告物の納品又は掲出を行ったとき
- (4) 申込者が第8条第2項の承諾を得ることなく広告物の納品又は掲出を行ったとき又は行おうとしたとき
- (5) 広告物の内容又は申込者が第6条各項に抵触する、又は抵触するおそれがあるとき
- (6) 広告物に関して会社と第三者との間で紛争等が生じ、相当の期間を経て申込者による紛争等の解決が図られないとき
- (7) 申込者が会社に対して申し出た内容に虚偽があったとき
- (8) 申込者に広告料を支払う意思又は能力がないと認められる相当の理由があるとき
- (9) 申込者が本規約の各条項又は本契約に違反したとき
- (10) その他特に必要が生じたとき

- 2 申込者は、会社に本契約の解約の申し出をし、会社がこれを承認した場合に限り、本契約を中途解約することができます。

- 3 第1項第2号ないし第9号及び前項の規定により本契約が解約された場合には、会社は、申込者に対して解約に伴う何らの責任(損害賠償、損失補償、慰謝料その他名目の如何を問いません。)も負わないものとし、申込者は広告料の全額を違約金として会社が指定する期日までに会社に支払うものとします。ただし、この場合において、第18条の規定により申込者が既に広告料を支払っているときは、これを違約金として扱うものとし、申込者は会社に対して、支払済みの広告料の返還を求めることはできないものとします。

- 4 第1項第1号又は第10号の規定により本契約が解約された場合には、申込者と会社が誠意をもって協議し、必要な措置を講じるものとします。

(広告物・契約内容の変更)

第11条 本契約の成立後は、広告物の変更(形態、意匠、表現、内容又は企画その他一切の変更を含みます。))又は契約内容の変更(申込者、郵便局広告の種類、掲出局、掲出場所、掲出期間・日時又は掲出方法その他一切の変更を含みます。))をすることはできないものとします。ただし、申込者の申し出に対して、会社が特に認めた場合はこの限りではありません。

(掲出局・掲出期間)

第12条 掲出局及び掲出期間・日時は、会社が定める取扱条件に基づき、本契約において取り決めるものとします。

- 2 会社は、掲出局が非営業日(通常、土日・祝日)のときは、掲出期間内であっても広告物の掲出を行わない場合があり、申込者は予めこれを了承するものとします。

- 3 掲出期間は、審査結果の有効期間内に限るものとします。

(広告物の納品・管理)

第13条 広告物の納品は、申込者が自己の責任と負担により、会社が指定する期間内

に、掲出局に持参することにより、又は会社所定の物流倉庫に一括納品することにより行うものとし、物流倉庫に納品された場合には、会社が、申込者の負担により当該広告物を掲出局に配送するものとします。なお、申込者による掲出局への直接配送又は物流倉庫への期間外納品については、会社が特に認める場合を除き、これを行ってはならないものとします。

- 2 申込者は、広告物の掲出局又は物流倉庫への納品後に、会社に対して広告物の残数報告、追加納品又は補充作業を求めることはできないものとし、会社は申込者に対して、これらの義務を負わないものとします。ただし、申込者が事前に掲出局への持参前に、自己の責任と負担により、これを行うことができます。

- 3 広告物の納品後から掲出期間終了(継続申込みの場合は当該延長期間終了)までの間、会社の責に帰すべき事由により、広告物の滅失、毀損、盗難、紛失等(以下「毀損等」といいます。)が生じた場合には、会社は申込者に対して、申込者が直接被った実損害額(間接損害、信頼利益に対する損害及び機会費用等を含みません。原則として毀損等が生じたことが明らかな広告物数に相当する額とします。)に限り、賠償するものとします。ただし、広告物の瑕疵、第三者による盗難・汚損又は不測の事態等による広告物の損害については、会社は何らの責任も負わないものとします。

(広告物の掲出)

第14条 広告物の掲出は、会社が行います。ただし、本契約に基づいて、会社が掲出場所を提供して申込者が自ら広告物の掲出を行う場合には、事前に掲出局と打合せの上、会社が指定する日時に、申込者が自己の責任と負担によりこれを行うものとします。

- 2 掲出局における広告物の掲出場所は、会社が指定する場所とします。掲出場所は掲出局の事情等により変更になる場合があり、申込者は予めこれを了承するものとします。

- 3 前項の掲出場所において、広告物の前に障害物が置かれ視認できない等、掲出の目的が達成されていないと認められる場合には、申込者は会社に対してその旨を申し出て是正を求めるものとし、自ら障害物の排除、掲出場所の変更等を行ってはならないものとします。なお、申込者は、本項の規定が、申込者に対して申込者が希望する掲出の効果を保証するものではなく、申込者が会社に対して、広告物が視認できるように必要な措置を講じる限度で是正を求めることができる旨を定めたものであることを了承するものとします。

- 4 掲出期間中(継続申込みの場合は当該延長期間を含みます。))、会社の責に帰すべき事由により、広告物の未掲出、誤掲出、掲出不能等(以下「未掲出等」といいます。)が生じた場合には、会社は申込者に対して、広告料を上限として、申込者が直接被った実損害額(間接損害、信頼利益に対する損害及び機会費用等を含みません。原則として未掲出等が生じたことが明らかな掲出場所数及び掲出期間に相当する額とします。)に限り、賠償するものとします。

(広告物の撤去・処分)

第15条 会社は、掲出期間終了後(継続申込みの場合は当該延長期間終了後)、広告物の残数にかかわらず、広告物の撤去を行います。ただし、前条において申込者が広告物の掲出を行った場合には、会社が指定する期日までに、申込者が自己の責任と負担によりこれを行うものとします。

- 2 前項の規定にかかわらず、申込者に第10条第1項各号に該当する事由が認められる場合には、会社は申込者に対して、広告物の撤去を求めることができるものとし、申込者は、会社が指定する期日までに、自己の責任と負担によりこれを行うものとします。

- 3 会社は、申込者が前二項の広告物の撤去を当該期日までに行わないときは、申込者への催告等何らの手続を要しないで、申込者の負担によりこれを代行できるものとします。

- 4 申込者は、第1項で会社が撤去を行う場合において、事前に広告物の回収を申し出て、会社が特に認めた場合には、会社が指定する期日までに、自己の責任と負担によりこれを行うことができます。

(継続申込み)

第16条 掲出期間中、会社が指定する期日までに、申込者が会社に対して郵便局広告の継続申込みを行い、申込者と会社との間で新たに郵便局広告の提供に関する契約が成立した場合には、掲出期間を延長することができます。ただし、継続申込みは次の各号の要件をいずれも満たす場合に限り、受け付けるものとします。

- (1) 提供中の郵便局広告が第3条第1項第1号ないし第3号のいずれかであること
 - (2) 同一の広告物案により直接又は同一の受付局を通じて申込みが行われること
 - (3) 掲出局の追加及び変更が生じないこと(掲出局の削減は可とします。)
 - (4) 広告物の物流倉庫への追加納品が生じないこと(掲出局への持参は可とします。)
- 2 申込者は、前項の継続申込みにおいて、他の申込者の申込みにより、申込者が希望する掲出局での掲出延長を行えない場合があることを予め了承するものとします。

(広告料)

第17条 本契約の契約金額(第8条第3項の附帯業務に係る費用を含みます。以下「広告料」といいます。))は、会社が定める提供価格に基づき、本契約において取り決めるものとします。なお、前条の規定により掲出期間が延長された場合は、当該延長期間に相当する広告料を加算します。

(広告料等の支払い)

第18条 申込者は、広告料等を、会社が発行する請求書に基づき、会社が指定する期日までに、会社所定の口座宛に払い込む方法により、又は受付局での申込み時に現金で支払う方法により、一括で支払うものとします。なお、払込手数料は申込者が負担するものとします。

2 申込者が前項の支払期日までに広告料等を支払わなかった場合には、会社は申込者に対して、支払期日の翌日から支払済みの日(同日を含みます。)までの間につき、支払遅延金額に年率6%を乗じて算出した遅延損害金を請求することができます。この遅延損害金の算出方法は、1年365日とする日割計算とし、除算は最後に行い、1円未満は切り捨てます。ただし、遅延損害金の額が100円未満の場合には、申込者は会社に対して、遅延損害金を支払うことを要しないものとします。

(損害賠償・苦情等対応)

第19条 広告物に関する一切の責任は、申込者が負うものとします。

2 申込者(業務委託先等を含みます。以下本項において同じ。)は、掲出された広告物の内容又はその広告物を通じて販売した商品若しくは提供したサービスその他申込者による勧奨・宣伝行為に関し、会社(日本郵政グループ各社を含みます。以下本項において同じ。)又は第三者に損害を与えないものとし、万が一、会社又は第三者に損害を与えた場合には、これにより会社が被った一切の損害(会社が直接の損害を被った場合に限らず、会社が第三者から受けた苦情に起因して被った損害を含みますが、これらの場合に限られません。)を賠償するものとします。また、掲出された広告物の内容に関し、会社が第三者から苦情を受け、又は第三者との間で紛争が生じた場合には、申込者の責任と負担において解決するものとし、申込者は会社に一切の負担を掛けないものとします。

3 前項の賠償責任は、本契約が終了した後であっても、免れないものとします。

(免責事項)

第20条 会社は、次のいずれかの事由により広告物の掲出を行えない場合には、掲出期間内であっても、当該事由が解消されるまでの間、会社の判断により広告物の掲出又は掲出場所の提供を行わないことができるものとします。

(1) 天災等不可抗力、法令等による撤去命令、第三者による掲出阻害、不測の事態その他会社の責に帰すことができない事由により広告物の掲出を行えない場合

(2) 申込者による広告物の納品が遅れた場合、申込者が制作した広告物に瑕疵があった場合、申込者による掲出方法に瑕疵があった場合その他申込者の責に帰する事由により広告物の掲出を行えない場合

(3) 掲出局が閉鎖又は一時閉鎖した場合、掲出局の事情により掲出場所の確保が困難になった場合その他日本郵便株式会社の命令により広告物の掲出を行えない場合

2 前項第1号又は第2号により広告物の掲出又は掲出場所の提供を行わない場合には、会社は申込者に広告物の掲出を行えなかった期間に対応する広告料等の払戻し又は減額を行わず、又、申込者に対して何らの責任も負わないものとし、前項第3号により広告物の掲出又は掲出場所の提供を行わない場合には、申込者と会社が誠意をもって協議し、これを解決するものとします。

3 会社は、広告物の掲出により、広告対象となっている商品・サービスの売上等が向上すること、広告対象となっている団体又は個人の知名度等が上昇すること、広告対象が社会的な批判の対象とならないこと、広告内容が広く世に伝わること、その他申込者が希望する掲出の効果が得られることを何ら保証するものではなく、申込者は、これを了承の上、申込みを行うものとします。

(第三者への委託)

第21条 会社は、郵便局広告の提供に係る業務の一部を第三者に委託することができるものとし、申込者は予めこれを了承するものとします。

(禁止行為)

第22条 申込者は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならないものとします。

(権利処理)

第23条 申込者は、本契約の履行にあたって、第三者の著作権、特許権、商標権、プライバシー、パブリシティ権その他の権利を侵害することのないよう、自己の責任と負担により一切の権利処理を行うものとします。また、行政庁及び自主規制団体等の許認可等の手続が必要とされる場合には、自己の責任と負担により当該手続を行うものとします。

(秘密情報等)

第24条 申込者及び会社は、本契約に基づいて知り得た相手方の秘密情報を、相手方の予めの書面による同意なく第三者に開示又は漏えいしてはならないものとします。本契約が解除又は期間満了等により終了した後も同様とします。

2 会社は、本契約に基づいて取得した申込者の情報を適切に管理するとともに、郵便局広告の品質向上及び提案のために会社、日本郵便株式会社及び指定広告代理店と

共同利用するものとし、申込者は予めこれを了承するものとします。

(分離可能性)

第25条 本規約又は本契約のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法(平成12年5月12日法律第61号)その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、当該条項又はその一部を除いた部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

(準拠法及び管轄裁判所)

第26条 本契約の準拠法は日本法のみとし、本規約及び本契約の規定は日本法に従って解釈され、執行されるものとします。

2 本契約に関して申込者と会社との間で生じる一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とします。

(協議事項)

第27条 本規約及び本契約に定めのない事項並びに本規約又は本契約の規定の解釈に関して疑義が生じた事項については、申込者と会社が誠意をもって協議し、これを解決するものとします。

郵便局広告ご利用のご案内

	ポスター	パンフレット	サンプリング	イベントスペース
対象局	全国約20,000局 1局1枠～	全国約20,000局 1局1枠～	全国約20,000局	全国約20,000局
規格	【1枠あたり】 サイズ：B2以下タテ (B2サイズ:72.8×51.5cm)	【1枠あたり】 サイズ：A4以下 (B5、A4/3つ折サイズ可) (A4サイズ:29.7×21cm) 厚さ：1部あたり1cm以内 トータル5cm以内 重さ：トータル重量 2kg以内 部数：200部以内 ※複数のチラシを掲出する場 合には、PP袋等で個別梱包 し、広告物が分離しないよう ご手配願います。	内容：試供品及びこれに 類するもの サイズ：1個あたりA4以下 厚さ：1個あたり1.5cm以下 重さ：1個あたり150g以下 ※缶類は大きさや重量によって 応相談 ※試供品等は、危険物や壊れや すい形状・材質のものは避け、 賞味期限・消費期限に余裕が あり、常温配布可能なものに 限ります。	サイズ:6.6㎡以下 なお、利用可能なスペースの サイズは、6.6㎡をお約束する ものではございません。郵便 局によって異なりますので、お 問い合わせください。
申込み 期限	【 広告物を当社指定先に 一括納品する場合 】 郵便局窓口払い：8営業日前 請求書払い：10営業日前 【 広告物をご持参の場合 】 郵便局窓口払い：3営業日前 請求書払い：10営業日前	【 広告物を当社指定先に 一括納品する場合 】 郵便局窓口払い：8営業日前 請求書払い：10営業日前 【 広告物をご持参の場合 】 郵便局窓口払い：3営業日前 請求書払い：10営業日前	請求書払い：10営業日前 ※配布局数により応相談	実施開始日の15営業日前 までに郵便局または指定 広告代理店までお申し出 ください。
掲出期間・ 実施期間	1期2週間(月曜開始) 連続掲出は12週間まで	1期2週間(月曜開始) 連続掲出は12週間まで	1期2週間 各局無くなり次第配布終了	1日単位 連続使用は3ヶ月間
料金	P.1をご参照ください。	P.2をご参照ください。	P.4をご参照ください。	P.5をご参照ください。
納品締切	【 広告物を当社指定先に 一括納品する場合 】 掲出開始日の1か月前から6 営業日前までの間に当社指 定先に一括で納品してくだ さい。 納品先：お問い合わせせ ください。 納品部数：掲出部数+予備 分1%～5% ※指定先までの送料は広告主 さまのご負担となります。 ※納品方法等の詳細はお問 い合わせください。 【 広告物をご持参の場合 】 掲出前営業日までに各掲出 郵便局にご持参ください。	【 広告物を当社指定先に 一括納品する場合 】 掲出開始日の1か月前から6 営業日前までの間に当社指 定先に一括で納品してくだ さい。 納品先：お問い合わせせ ください。 納品部数：掲出部数+予備 分1%～5% ※指定先までの送料は広告主 さまのご負担となります。 ※納品方法等の詳細はお問 い合わせください。 【 広告物をご持参の場合 】 掲出前営業日までに各掲出 郵便局にご持参ください。	【 広告物を当社指定先に 一括納品する場合 】 別途梱包・発送費がかかります。 詳しくはお問い合わせ ください。 掲出開始日の1か月前から6 営業日前までの間に当社指 定先に一括で納品してくだ さい。 納品先：お問い合わせせ ください。 納品部数：掲出部数+予備 分1%～5% ※指定先までの送料及び郵便 局までの梱包・発送費は広告 主さまのご負担となります。 ※納品方法等の詳細はお問 い合わせください。 【 広告物をご持参の場合 】 実施開始前営業日までに各掲 出郵便局にご持参ください。	ご持参ください。

※各媒体の注意事項及び重要事項もご確認ください。

※記載情報は2017年4月時点のものであり、内容は予告なく変更する場合があります。

郵便局広告に関するお問い合わせ

TEL: 03-3568-8519 (平日/9:30~18:00)

E-mail: jpc-media@jp-comm.jp

JPコミュニケーションズ株式会社
〒106-8797 東京都港区麻布台一丁目6番19号
Webサイト(<http://www.jp-comm.jp/>)